

鎌ヶ谷市自治会連合協議会旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旅費の支給に関し必要な事項を定めるものである。

(旅費の支給)

第2条 鎌ヶ谷市自治会連合協議会を代表して出張等をした場合は、旅費を支給する。

(旅費の対象者)

第3条 旅費は、次の各号に定めた者に対して支給する。

- (1) 理事及び代議員
- (2) その他、会長が特に指定した者

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

- (1) 鉄道賃は、路線に応じて実費額を支給する。
- (2) 車賃は、陸路に応じて実費額を支給する。
- (3) 日当は、別表に定める額を支給する。
- (4) 宿泊料は、別表に定める額を支給する。

なお、業務遂行上、必要な場合に限り、実費を支給する。

(旅費の支給方法)

第5条 旅費の支払いは、請求書（別記様式）に基づき支給する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は理事会の議を経て定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月27日より施行する。

別表（第4条第3号・第4号）

日当及び宿泊料

区分	日当（1日につき）		宿泊料
金額	県内	県外	13,000円
	1,000円	2,000円	

別記様式

鎌ヶ谷市自治会連合協議会 会長 様		
請 求 書		
金額		円
出張先		
目的		
内訳		
日当		
上記の通り請求します。		
年	月	日
役職氏名		印